

平成31年2月1日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成31年第1回定例会会議録

東葛中部地区総合開発事務組合議会

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成31年第1回定例会会議録

目 次

○開	会	2								
○会	期	の	決	定	4					
○会	議	録	署	名	議	員	の	指	名	4
○議	案	第	1	号	4					
○議	案	第	2	号	5					
○議	案	第	3	号	6					
○議	案	第	4	号	7					
○議	案	第	5	号	8					
○一	般	報	告	10						
○一	般	質	問	10						
○閉	会	10								
○署	名	11								

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成31年第1回定例会会議録



平成31年2月1日（金）午前11時1分開議

議事日程

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 議案第1号 東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 議案第2号 東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第3号 東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第4号 平成30年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算について
日程第 7 議案第5号 平成31年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算について
日程第 8 一般報告
日程第 9 一般質問

出席議員（6名）

1番	石原重雄君	2番	秋間高義君
3番	鬼沢徹雄君	4番	山中一男君
5番	星野順一郎君	6番	椎名幸雄君

説明のため議場へ出席した者

副管理者	井崎義治君	会計管理者	谷口恵子君
事務局長	神野宏美君	主管者	中村泰幸君
主管者	須郷和彦君	主管者	長谷川哲也君
総務課長兼場長	染谷誠君		

職務のため議場へ出席した者

総務課副主幹 吉澤誠君



午前 11 時 1 分開会

○議長（椎名幸雄君） ただ今から、東葛中部地区総合開発事務組合議会、平成 31 年第 1 回定例会を開会いたします。

○

午前 11 時 1 分開議

○議長（椎名幸雄君） 直ちに会議を開きます。

○議長（椎名幸雄君） まず初めに、定例会招集の挨拶並びに事業報告を求めます。秋山浩保管理者。

〔管理者 秋山浩保君挨拶〕

○管理者（秋山浩保君） 本日、東葛中部地区総合開発事務組合議会平成 31 年第 1 回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今定例会の開会に当たり、所信の一端を申し述べるとともに、主要な事務事業について御報告いたします。

初めに、みどり園改築等 P F I 事業でございます。

みどり園の運営は、指定管理者が維持管理業務及び運営事業を実施しております。事務組合において実施いたしました平成 29 年度のモニタリング結果をみどり園指定管理者審査会において評価いただき、モニタリング実施状況は、計画に基づき概ね適正に実施され、履行状況・サービスの質等の各項目の評価も適正に評価していると示されましたので、その中で、モニタリング方法等に対して、保護者に対するアンケートの回収率の向上に心掛けることや、要求水準書やモニタリング状況報告書の見直しの検討をすること、保護者への情報提供については、関係者全員が共有し、公表することでより良い施設運営に努めるためのツールとして活用できるようにすることの御助言をいただき、事務組合ホームページにて審査等の評価結果を公表いたしました。

今後も、本事業の目的であります利用者のサービス向上に向け、利用者や保護者の皆様が安心して、安全に過ごしていただけるよう、さらに監視体制を充実させてまいります。

事業の推進に関しましては、引き続き関係者各位の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、ウイングホール柏斎場でございます。

現在は、1 日の火葬件数を 21 件としております。これから想定される火葬需要の増加に対しまして、1 日 24 件の火葬を行なえるよう施設の運営方法の再検討や施設設備の整備を進めてまいります。

また、布施斎場対策委員会と柏市及び事務組合で取交した覚書の未実施の項目やその他の要望等につきましては、柏市の関係各部署の御協力

を得て順次、対応してまいります。事務組合といたしましても、関係市の御理解・御協力をいただきながら、さらに、地元周辺住民の方々との話し合いを行なっていき、引き続き丁寧な対応を行なってまいります。

次に、平成31年度当初予算についてです。

新年度の予算編成方針といたしましては、事務事業全般について簡素化や効率化を積極的に推進するとともに、限られた財源を有効活用するため、緊急性や必要性の高いものに重点を置き、予算編成をいたしました。

その結果、当初予算では、前年度比2,552万3千円の減額、率といたしまして3.29%の減で、歳入歳出予算総額が7億5,062万6千円となりました。

歳出の主なものとしまして、衛生費でウイングホール柏斎場の火葬炉設備更新工事や地元対策として進入路環境整備関係工事等の計上を行ないましたが、総務費の職員配置等による人件費と、退職手当負担金が減額となりました。

厳しい財政運営ではありますが、地方債の活用を行いながら、維持管理経費の平準化を図り、関係市負担金の抑制に努めてまいります。

続きまして、前定例会以降の各事業の取組について御報告いたします。

まず、みどり園の関連でございます。

現在、みどり園の在籍人数は定員の80名、みどりの家は定員の20名となっております。

短期入所事業の利用者数は、昨年10月から12月末日までで延べ113人、1,234日の利用となっております。また、日中一時支援の利用者は、同期間に延べ28人、107日の利用となっております。

施設の管理や運営体制につきましては、引き続き、利用者及び保護者の皆様が安心して、安全に過ごしていただけるよう努めてまいります。

関係各位におかれましては、今後もみどり園に一層の御支援を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ウイングホール柏斎場の関連でございます。

年間での火葬件数は、徐々に増加しており、今年度は昨年度の5,407件を上回る件数となりそうです。

また、老朽化に伴う施設設備の修繕を、適宜、実施しております。現在は、冷温水発生器更新工事の契約を行ない、式場関係を始め告別室等の空調を改善する予定です。

斎場施設を利用される方への利便性の向上とサービスの充実に努め、安全と健全な施設運営を進めてまいります。

最後になりましたが、本日は、事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例、平成31年度一般会計当初予算を始め5議案について御審議いただく予定となっております。

議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶並びに事業報告といたします。

○議長（椎名幸雄君） 日程に入るに先立ち報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求に対し、当局より説明員の職及び氏名の通知がありました。

また監査委員から平成30年7月分から11月分に関する例月現金出納検査の結果報告及び平成30年度定期監査の結果報告がありました。

いずれも各位のお手元に配付の印刷物により、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○議長（椎名幸雄君） 日程に入ります。

○議長（椎名幸雄君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は会議規則第4条第1項の規定により、本日1日と定めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（椎名幸雄君） 御異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決まりました。

○議長（椎名幸雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第19条の規定により、議長において、石原重雄議員及び山中一男議員を指名いたします。

○議長（椎名幸雄君） 日程第3、議案を上程いたします。

議案第1号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（椎名幸雄君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第1号は、東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

事務組合同規約第11条に定められております組合の経費につきましては、組合事業により生じる収入、その他の収入をもって充て、なお不足するときは、関係市に分賦し、負担金として歳入に繰り入れることとされており、その負担割合を条例において定めております。

それぞれの経費につきましては、関係市の人口、財政状況、組合施設の利用状況等の数値を基に、人口割、財政割、受益割及び均等割として定めた割合から算出しております。

なお、その詳細につきましては、予算関係資料になりますが、平成31年度一般会計当初予算案の概要の8ページに、分賦率計算書を掲載しておりますので、御参照ください。

続いて、議案書の4ページ、議案資料を御覧ください。

今回の改正は、総務費、民生費及び衛生費に関する分賦率を改めたものでございます。変更される個所につきましては、新旧対照表の欄の下線部分となります。

なお、この条例の施行日は本年4月1日になります。

何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（椎名幸雄君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（椎名幸雄君） 挙手全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（椎名幸雄君） 日程第4、議案第2号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（椎名幸雄君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案書の5ページを御覧ください。

議案第2号は、東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、本年10月の消費税の改定に伴う2%分の引上げをし、議案書6ページにございます、別表中に定める大小式場と祭壇、霊安室と霊柩自動車に係わる使用料を改めようとするものでございます。

なお、消費税分を割返して出た端数につきましては、100円未満を切り捨てにしております。

詳細につきましては、議案書8ページの資料新旧対照表を御参考ください。

火葬場使用料は課税対象外のため、今回は変更をしております。また、待合室使用料につきましても、額が低いため、改定に至りませんでした。その他、変更される個所につきましては下線部分となります。

なお、この条例の施行日は本年10月1日からとなります。

何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（椎名幸雄君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（椎名幸雄君） 挙手全員でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（椎名幸雄君） 日程第5、議案第3号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（椎名幸雄君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案書9ページを御覧ください。

議案第3号は、東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、法律の改正に伴う文言の整理と、みどりの家の短期入所に係る事業の定員を改めるものです

11ページを御覧ください。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法ですが、その改正に伴い、短期入所に係る事業の文言を明記することと共に、共同生活援助に係る事業の該当条項が変更

になったことで、条項の変更を行ない、また、みどりの家の短期入所に係る定員を2人から4人に変更するものです。

現在、みどりの家では共同生活援助の定員が20人と、短期入所として2人となっております。みどりの家には、壺番館、弐番館があり、それぞれの共有スペースを改修して居室を増設し、短期入所人数を2人増やそうとするものです。

これは、需要に応えようとしていた指定管理者からの提案に基づくものでございます。

なお、この条例の施行については、第1条に係る規定は、公布の日から、第2条の定員の改正は、本年4月1日とするものです。

何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（椎名幸雄君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（椎名幸雄君） 挙手全員でございます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（椎名幸雄君） 日程第6、議案第4号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（椎名幸雄君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案書の14ページを御覧ください。

議案第4号は、平成30年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を定めようとするものです。

補正内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,223万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億6,391万9千円とするものです。

それでは、議案書の18ページを御覧ください。

議案資料の歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の表になります。

まず、3の歳出の表、4款衛生費における説明の欄にあります、15節の工事請負費において、冷温水発生器更新工事が入札により契約金額

7, 824万6千円となり、当初予算より1億1, 223万円の減額となりました。

そのことにより、2の歳入の表の9款組合債の当初予算1億3, 300万円全額を減額するものです。その差額分を、7款の繰越金1, 677万4千円と6款繰入金の施設整備基金から399万6千円を充てて補正を行なおうとするものです。

何卒御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（椎名幸雄君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（椎名幸雄君） 挙手全員でございます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（椎名幸雄君） 日程第7、議案第5号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（椎名幸雄君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（神野宏美君） はい。

議案書の20ページを御覧ください。

議案第5号は、平成31年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算を定めようとするものでございます。

平成31年度の予算編成に当たりましては、事務事業全般につきまして、簡素化及び効率化を積極的に推進するとともに、限られた財源を有効に活用するため、緊急性や必要性の高いものへ重点的に配分することといたしました。

第1条に、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億5, 062万6千円と定め、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとし、21ページに歳入、22ページに歳出のとおり定めようとするものでございます。

それでは、予算の概要につきまして御説明いたします。

別冊の資料になります、平成31年度一般会計当初予算案の概要を御覧ください。

その資料の4ページ、5ページになります。歳入の主なものについて御説明いたします。

1款、分担金及び負担金の市負担金は、5億1,535万1千円で、前年度に比べて、1,062万1千円の減額となりました。これは、衛生費の火葬炉設備に係る費用は増額となりましたが、総務費の人件費が減額になったものでございます。

2款、使用料及び手数料は、1億466万8千円で、前年度比96万7千円の増額です。これは、衛生使用料の各項目を実績に基づく積算を行ったことにより、式場使用料は減額になったものの霊柩車使用料と霊安室使用料が増となったことによるものです。

8款、諸収入は、1,960万3千円となり、前年度比1,812万9千円の増額でございます。これは、千葉県市町村総合事務組合に退職手当の負担金を収めておりますが、過納付になっていたものの還付があるためでございます。

9款、組合債といたしまして、斎場施設整備事業に係る起債となるウイングホール柏斎場の火葬炉設備更新工事に係る分の1億1,000万円を計上いたしました。

以上によりまして、歳入予算総額は7億5,062万6千円となりました。

続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。

歳出の主なものについて御説明いたします。

2款、総務費は、前年度比2,384万8千円の減額で、6,170万1千円となりました。これは、総務課の職員配置による人件費の減額と退職手当負担金の減額によるものでございます。

3款、民生費は、前年度比127万円の減額で、5,511万4千円となりました。これは、みどり園建て替え前の高圧トランスのPCB処分が、終わったことによるものでございます。

4款、衛生費は、前年度比146万8千円の減額で、5億4,698万5千円となりました。これは、職員体制の変更による人件費の増や火葬炉設備更新工事と地元対策となる進入路環境整備関係工事等の増に対しまして、委託料の減額や修繕料の減額が要因となっております。

5款、公債費は、前年度比106万3千円の増額で7,682万6千円となりました。これは、平成29年度火葬炉増設工事及び空調設備改修工事に係る借入分の利子の償還が始まった事によるものです。

6款、予備費は1,000万円を計上いたしました。

以上によりまして、歳出予算総額も歳入予算総額と同額の7億5,062万6千円となったものです。

この結果、平成31年度当初の歳入歳出予算総額は、前年度に比べまして2,552万3千円の減額、率にいたしまして3.29%の減となっております。

簡単ではございますが、当初予算の概要について、御説明いたしました。

何卒御賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（椎名幸雄君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

発言を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（椎名幸雄君） 挙手全員でございます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（椎名幸雄君） 日程第8、一般報告を行います。

お諮りします。

一般報告につきましては、別紙印刷物をもって省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（椎名幸雄君） 御異議なしと認めます。

よって、一般報告は別紙印刷物をもって省略いたします。

○

○議長（椎名幸雄君） 日程第9、一般質問を行います。

質問を許します。質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（椎名幸雄君） ないものと認めます。

一般質問を終結いたします。

○議長（椎名幸雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件等は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、東葛中部地区総合開発事務組合議会平成31年第1回定例会を閉会いたします。

午前11時25分閉会

会議規則第19条の規定により下記に署名する。

平成31年 2月14日

議会議長 椎 名 幸 雄

議会議員 石 原 重 雄

議会議員 山 中 一 男

資料

平成31年2月1日

東葛中部地区総合開発事務組合
平成31年第1回定例会

議案第1号～議案第5号

東葛中部地区総合開発事務組合

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 1 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

関係市に分賦する経費の分賦率を改めたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合経費の分賦率を定める条例（平成18年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則各号を次のように改める。

(1) 総務費に関する分賦率

柏市	100分の54.6
流山市	100分の26.1
我孫子市	100分の19.3

(2) 民生費に関する分賦率

柏市	100分の55.0
流山市	100分の24.6
我孫子市	100分の20.4

(3) 障害者支援施設及び共同生活援助事業所の建設並びに建設に係る債務の償還に関する分賦率

柏市	100分の50.2
流山市	100分の26.7
我孫子市	100分の23.1

(4) 衛生費に関する分賦率

柏市	100分の54.2
流山市	100分の25.0
我孫子市	100分の20.8

(5) 斎場の建設並びに建設に係る債務の償還に関する分賦率

柏市	100分の50.1
流山市	100分の27.2
我孫子市	100分の22.7

附 則

この条例は，平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正
する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

平成31年 2月 1日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山 浩保

提案理由

消費税の税率が引き上げられることに伴い、式場使用料等を改め
たいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合斎場条例（平成7年東葛中部地区総合開発事務組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大式場	午後3時から翌日	1回	115,000円	192,000円
小式場	の午後2時30分	1回	77,000円	115,000円
祭壇	までの間	1式	15,400円	30,800円
霊安室	午前0時から午後12時までの間	1体	6,200円	16,400円
霊柩自動車		1回	11,000円	16,000円

」

を

「

大式場	午後3時から翌日	1回	117,100円	195,500円
小式場	の午後2時30分	1回	78,400円	117,100円
祭壇	までの間	1式	15,600円	31,300円
霊安室	午前0時から午後12時までの間	1体	6,300円	16,700円

」

霊柩自動車	1回	11,200円	16,200円
-------	----	---------	---------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定はこの条例の施行の日以後の斎場の使用に係る使用料について適用し、同日前の斎場の使用に係る使用料についてはなお従前の例による

東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 1 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

みどりの家の短期入所に係る事業の定員を改める等の改正をした
いので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所
条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合立共同生活援助事業所条例（平成
22年東葛中部地区総合開発事務組合条例第3号）の一部を次のよ
うに改正する。

第1条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた
めの法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）」の
次に「第5条第8項に規定する短期入所に係る事業（以下、「短期
入所事業」という。）」を加え、「第5条第15項」を「及び同条
第17項」に改める。

第2条の表定員の欄中「

共同生活援助	20人
短期入所	2人

」を

「

共同生活援助	20人
短期入所	4人

」に改める。

附 則

この条例中第1条の改正規定は公布の日から、第2条の表の改正
規定は平成31年4月1日から施行する。

平成 3 0 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補
正予算について

平成 3 0 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補正予算を
次のとおり定める。

平成 3 1 年 2 月 1 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

平成30年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計補
正予算（第2号）

平成30年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計補正予算
（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112,230千
円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ663,
919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		11,000	3,996	14,996
	1 基金繰入金	11,000	3,996	14,996
7 繰越金		1,000	16,774	17,774
	1 繰越金	1,000	16,774	17,774
9 組合債		133,000	△ 133,000	0
	1 組合債	133,000	△ 133,000	0
歳 入 合 計		776,149	△ 112,230	663,919

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		548,453	△ 112,230	436,223
	1 保健衛生費	548,453	△ 112,230	436,223
歳 出 合 計		776,149	△ 112,230	663,919

第2表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
斎場施設整備事業	133,000	△133,000	0

平成 3 1 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算について

平成 3 1 年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算を次のとおり定める。

平成 3 1 年 2 月 1 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

平成31年度東葛中部地区総合開発事務組合一般会計予算

平成31年度東葛中部地区総合開発事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ750,626千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		515,351
	1 負担金	515,351
2 使用料及び手数料		104,668
	1 使用料	104,640
	2 手数料	28
4 財産収入		3
	1 財産運用収入	2
	2 財産売却収入	1
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
7 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
8 諸収入		19,603
	1 預金利子	1
	2 雑入	19,602
9 組合債		110,000
	1 組合債	110,000
歳入合計		750,626

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
2 総務費		61,701
	1 総務管理費	61,644
	2 監査委員費	57
3 民生費		55,114
	1 社会福祉費	55,114
4 衛生費		546,985
	1 保健衛生費	546,985
5 公債費		76,826
	1 公債費	76,826
6 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		750,626

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
斎場施設整備事業	110,000	普通貸借又は 債券発行	年 5.0%以内。 ただし、利率見 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては 、当該見直し後 の利率	政府、地方公 共団体金融機 構資金につい てはその融資 条件により、 銀行その他の 資金はその債 権者との協定 による。ただ し、組合財政 その他の都合 により、据え 置き期間及び 償還年限を短 縮し、又は低 利に借換えす ることができる。